



第7号様式(第9条関係)

(七〇一) 甲子年正月

支那報

書告

平成24年分
（平成25年）

卷之二

1 政治団体の名称 河村建夫

2 主たる事務所の所在地 山口県宇部市昭和町4-11-66

即一浩本官氏名者表代3

4 会計責任者の氏名 中 本 喜 三

事務担当者

卷之三

$$0836 - 31 = 2800$$

名を氏の田の畠者た

資金管理

四庫全書

□ 2以上の都道府県の区域等

国全議會監督政治團體の「」会

政治資金規正法第19条の7 第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
政治資金規正法第19条の7 第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

夫建利河

公職の種類別統計表(新規)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

日から
日本まで

資金管理団体の指定の期間

日から
まで

本に關する
聞

日から
日本で

収支の状況

1 収支の総括表

取 入	総 額	十億 円	百 万 円	千 円	百 万 円	十 億 円	百 万 円	千 円
(前年からの繰越額)								
(本年の収入額)						105	371	/
支出 総 額						992	100	/
翌年への繰越額						977	004	/
						120	467	/

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十 億 円	百 万 円	千 円
員 数			

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十 億 円	百 万 円	千 円
(うち特定寄附)			
(イ) 法人その他の団体からの寄附			
(ウ) 政治団体からの寄附			
小 計	(ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			
イ 政 党 署 名 寄 附			
合 計	(ア+イ)		

(203)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
その他の事業	1,992,100	24.1.14 河野建太新着の集い
この頁の小計	1,992,100	
合計	1,992,100	

(その)13)

3 支出項目別金額の内訳

項目		金額		備考	
項目	金額	小計	百円	千円	万円
1 経常経費					
(1) 人件費					
(2) 光熱水費					
(3) 備品消耗品費					
(4) 事務所費					
小計					
2 政治活動費					
(1) 織維関係費					
(2) 選舉活動費					
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費					
イ 宣傳事業費					
ウ 政治資金ペーティー開催事業費					
エ その他の事業費					
(4) 調査研究費					
(5) 寄附・交付金					
(6) その他の経費					
小計					
合計					

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳

(3) 政治活動費の内訳

支出の目的		金額		項目別区分 機関誌発行や他の事業 (その他の事業)	
年月日	支出去を受けた者(団体にあつては、その名称)	支出去を受けた者(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
24.1.23	シバタフォート /	山県宇都布昭和町3-1-13		記録 費	35000
24.1.25	富エゼロックス山口(株)	山県山市小郡美金町4-1		消耗品 費	31730
24.1.26	キタムラ 卸前進店	山県宇都布南近町1-6-11		記録 費	12913
24.1.27	アリネット(株)	東京都千代田区内幸町1-7		消耗品 費	28617
24.1.27	ANAクアンガルビ宇部	山県宇都布相生町8-1		会場 費	15250
24.1.30	花風草	山県宇都布神原町27-5		会場 費	20000
24.1.31	リコージャパン(株)	東京都中央区銀座8-13-		消耗品 費	46998
24.1.31	(有) 井上 広美社 /	山県宇都布東新川6-7		着取 費	33600
24.1.27	日本郵便(株) /	東京都千代田区霞が関1-3-2		送達 費	107020
24.12.26	日本郵便(株) /	東京都千代田区霞が関1-3-2		送達 費	65355
				この頁の小計	1895484
				その他の支出	11520
				合 计	1907004

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無		備考	
資産等の項目別区分		有	無
ア 土 建	地 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賣借権		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
カ 錢 信	託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
キ 有 価 証	券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
ク 出 資 に よ る 権 利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
コ 支払られた金額が100万円を超える敷金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

宣

誓

書

添付書類(別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、眞実に相違ありません。

平成25年5月30日

政治団体の名称 河村建夫宇部後援会

会計責任者の氏名 中本喜三郎



(印)

代表者の氏名
(解散の場合に限る。)

備考

「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成25年5月27日

河村建夫宇部後援会
代表 宮本 浩一郎 殿

登録政治資金監査人 小林 真



登録番号 第608号
研修終了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、河村建夫宇部後援会の平成24年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、河村建夫衆議院議員の他政治団体の政治資金監査も含め、効率的に行なうため同議員の衆議院第二議員会館内事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

河村建夫宇部後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、河村建夫宇部後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上